

○三鷹市スポーツ施設条例

昭和 48 年 7 月 23 日

条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の推進を図るため、必要な施設（以下「スポーツ施設」という。）の設置、管理及び使用料について定めることを目的とする。

(定義)

第 1 条の 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 市民以外 市民以外の個人をいう。
- (3) 市内団体 構成員の半数以上が市民である団体をいう。
- (4) 市外団体 構成員の半数未満が市民である団体をいう。
- (5) 貸切使用 団体又は個人がスポーツ施設を貸切りで使用することをいう。
- (6) 個人使用 貸切使用以外の方法で個人がスポーツ施設を使用することをいう（スポーツ施設で行われる大会、イベント、教室、講習等に参加する場合を除く。）。

(施設の名称及び位置等)

第 2 条 スポーツ施設の名称、室場及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第 3 条 次に掲げるスポーツ施設（以下「指定管理施設」という。）は、その設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行うものとする。

- (1) 三鷹市総合スポーツセンター
- (2) 三鷹市大沢総合グラウンド
- (3) 三鷹市大沢野川グラウンド
- (4) 三鷹市井ログラウンド
- (5) 三鷹市新川テニスコート

2 指定管理者は、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年三鷹市条例第 13 号）第 4 条第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当するとともに、市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の推進を図るために必要な能力及び実績を有するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、指定管理施設において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設並びに設備及び器具の維持管理に関する業務
- (2) 施設並びに設備及び器具の使用の承認に関する業務
- (3) 施設並びに設備及び器具の使用料の徴収に関する業務

- (4) スポーツ活動に係る情報提供及びスポーツの推進に係る事業に関する業務
- (5) 三鷹市大沢野川グラウンド駐車場の使用料の徴収に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(受講料等の徴収)

第5条 指定管理者は、指定管理施設において第1条の目的に沿った自主事業を行うときは、受講料その他必要な経費を徴収することができる。

(利用者懇談会)

第6条 市長は、スポーツ施設に関する利用者懇談会を開催し、市民の意見を聴くものとする。

(休場日)

第7条 スポーツ施設の休場日は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理施設において指定管理者が特に必要があるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(開場時間)

第8条 スポーツ施設の開場時間は、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 三鷹市大沢野川グラウンド駐車場の開場時間は、午前6時30分から午後7時30分(11月から翌年3月までにあつては、午前6時30分から午後5時30分)までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理施設及び三鷹市大沢野川グラウンド駐車場において指定管理者が特に必要があるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(貸切使用又は個人使用できるものの範囲等)

第8条の2 市長は、三鷹市が行う事業のほか、市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の用に供するため、スポーツ施設を貸切使用又は個人使用させることができる。

- 2 スポーツ施設を貸切使用できるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別表第3の2に掲げる貸切使用できるスポーツ施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げるもの

- (2) 市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の普及促進に資する団体として市長が認めるもの

- (3) 三鷹市、指定管理者、国、地方公共団体、市内官公署及び市長が別に定める団体

- 3 スポーツ施設を個人使用できる者は、別表第3の3に掲げる個人使用できるスポーツ施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者とする。

- 4 三鷹市大沢野川グラウンド駐車場を使用できる者は、前2項の規定にかかわらず、三鷹市大沢野川グラウンドを使用する者とする。

- 5 市長は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、必要と認めるものにスポーツ施設を使用させることができる。

(貸切使用するための登録)

第8条の3 前条第2項第1号及び第2号に掲げるものが、スポーツ施設を貸切使用しようとするときは、あらかじめスポーツ施設を貸切使用するものとしての登録(以下「貸切使用登録」という。)をしなければならない。

2 市長は、貸切使用登録をしようとするものから申請があったときは、そのものの登録を行うものとする。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、この限りでない。

(登録の取消し)

第8条の4 市長は、貸切使用登録をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、そのものの登録を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により貸切使用登録をしたとき。
- (2) 第8条の2第2項各号に掲げる貸切使用できるものに該当しなくなったとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、改善の見込みがないとき。

(優先貸切使用)

第8条の5 市長は、第8条の2第2項第2号のものであって貸切使用登録をしている団体、第8条の2第2項第3号のもの又は同条第5項の規定によりスポーツ施設の貸切使用を認めるものが、広く市民に体育、スポーツ及びレクリエーション活動を行う機会を提供するための事業その他規則で定める事業を行おうとするときは、規則で定めるところによりスポーツ施設を優先して貸切使用させることができる。

(使用の申請及び承認)

第9条 スポーツ施設並びに設備及び器具を使用しようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり必要と認めるときは、その使用について必要な条件を付することができる。

(使用の承認申請の制限)

第9条の2 市長は、貸切使用登録したものが規則で定める事由に該当したときは、前条第1項に規定する使用の承認を受けるための申請を認めないことができる。

(使用の不承認)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツ施設並びに設備及び器具の使用の承認をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設並びに設備及び器具を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するものと認められるとき。
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するものと認められるとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) 抽せんの方法によりスポーツ施設を使用するものを決定する場合であって、他のものが使用することが決定したとき。
- (7) 使用の申請があったスポーツ施設に空きがないとき。
- (8) 第8条の5に規定する優先貸切使用の場合にあつては、その要件を満たさないと

き。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第11条 市長は、スポーツ施設並びに設備及び器具の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第9条第2項に規定する使用の条件に違反したとき。

(3) 公益上の必要が生じたとき。

(4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。

(5) 使用の承認を取り消すものとして規則で定める事由に該当したとき。

(6) 前条第1号から第5号まで又は第8号の事由に該当することとなったとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第12条 スポーツ施設の使用については、別表第4に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、使用前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の使用料のほか、スポーツ施設の設備及び器具の使用については、規則で定めるところにより使用料を徴収する。

4 三鷹市大沢野川グラウンド駐車場の使用については、別表第5に定める使用料を徴収する。

5 三鷹市大沢総合グラウンドの夜間照明設備の使用については、別表第6に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第13条 市長は、指定管理者が第4条第4号に掲げる事業を自主事業として行うときは、前条第1項及び第3項の使用料を免除することができる。

2 前項に規定するもののほか、市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第15条 使用者は、スポーツ施設並びに設備及び器具を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第16条 使用者は、スポーツ施設に特別の設備を設けたり、変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、スポーツ施設並びに設備及び器具の使用を終了したときは、直ちに使

用場所、使用設備等を原状に回復しなければならない。第 11 条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

第 18 条 使用者は、スポーツ施設並びに設備及び器具の使用に際して、これを損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第 19 条 削除

(指定管理者に関する読替え)

第 20 条 第 3 条の規定によりスポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第 8 条の 3 第 2 項、第 8 条の 4、第 8 条の 5、第 9 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条の 2、第 10 条 (第 9 号を除く。)、第 11 条 (第 7 号を除く。) 並びに第 16 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、第 10 条第 9 号及び第 11 条第 7 号中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第 21 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、三鷹市教育委員会規則で定める日から施行する。
- 2 三鷹市市民体育館条例 (昭和 43 年 3 月三鷹市条例第 14 号) は、この条例の施行の日から廃止する。

改正附則 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は規則で定める日から、第 2 条の規定は令和 8 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の三鷹市スポーツ施設条例の規定によるスポーツ施設の使用に係る手続その他の行為は、第 1 条及び第 2 条の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1 (第 2 条関係)

スポーツ施設		位置
名称	室場	
三鷹市総合スポーツセンター	メインアリーナ サブアリーナ 武道場 小体育室 プール トレーニング室 ランニング走路 軽体操室 多目的体育室	三鷹市新川六丁目37番1号

	弓道場 アーチェリー場 会議室	
三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート 野球場 ソフトボール場 練習場 サッカー・ラグビー場 多目的スポーツ広場 ボール遊びエリア バスケットボールエリア スケートボードエリア 会議室	三鷹市大沢五丁目7番1号
三鷹市大沢野川グラウンド	野球場 サッカー・ラグビー場 テニスコート	三鷹市大沢五丁目21番12号
三鷹市井ログラウンド	多目的グラウンド	三鷹市井ロ一丁目6番1号
三鷹市新川テニスコート	テニスコート	三鷹市新川六丁目23番13号
三鷹市下連雀ゲートボール場	ゲートボール場	三鷹市下連雀九丁目9番2号

別表第2（第7条関係）

スポーツ施設	休場日
三鷹市総合スポーツセンター	1 毎月第4月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日以後の休日を除く直近の日とする。 2 12月29日から翌年の1月3日までの日（1に掲げる日を除く。）
三鷹市大沢総合グラウンド	12月29日から翌年の1月3日までの日
三鷹市大沢野川グラウンド	
三鷹市井ログラウンド	
三鷹市新川テニスコート	
三鷹市下連雀ゲートボール場	

別表第3（第8条関係）

スポーツ施設	開場時間
三鷹市総合スポーツセンター	午前9時から午後10時まで
三鷹市大沢総合グラウンド	午前7時から午後9時まで
テニスコート 野球場（夜間照明設備あり） サッカー・ラグビー場 多目的スポーツ広場 会議室	
野球場（夜間照明設備なし） ソフトボール場 練習場	午前7時から午後7時まで（11月から翌年3月までの期間は、午前7時から午後5時まで）
ボール遊びエリア バスケットボールエリア	午前9時から午後7時まで（11月から翌年3月までの期間は、午前9時から午後5時まで）
スケートボードエリア	午後3時から午後6時まで（11月から翌年3月までの期間は、午後3時から午後5時まで）。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日並びに三鷹市公立学校の

		管理運営に関する規則（昭和37年三鷹市教育委員会規則第4号）第4条第1号から第3号まで及び第5号に規定する学校の休業日は、午前9時から開場とする。
三鷹市大沢野川グラウンド	野球場 サッカー・ラグビー場 テニスコート	午前7時から午後7時まで（11月から翌年3月までの期間は、午前7時から午後5時まで） 午前8時から午後6時まで（10月から翌年3月までの期間は、午前8時から午後4時まで）
三鷹市井ノ口グラウンド		午前9時から午後5時まで（5月から8月までの期間は、午前9時から午後6時30分まで）
三鷹市新川	テニスコート	午前8時から午後6時まで（10月から翌年3月までの期間は、午前8時から午後4時まで）
三鷹市下連雀	ゲートボール場	午前9時から午後5時まで

別表第3の2（第8条の2関係）

貸切使用できるスポーツ施設		貸切使用できるもの
三鷹市総合スポーツセンター（トレーニング室及びランニング走路を除く。）		構成員が6人以上である、市内団体及び市外団体
三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート	1 満18歳以上である、市民及び市民以外 2 構成員が4人以上である、市内団体及び市外団体
	野球場 ソフトボール場 練習場 サッカー・ラグビー場	構成員が9人以上である、市内団体及び市外団体
	多目的スポーツ広場	構成員が6人以上である、市内団体及び市外団体
	会議室	構成員が4人以上である、市内団体及び市外団体
三鷹市大沢野川グラウンド	野球場 サッカー・ラグビー場 テニスコート	構成員が9人以上である市内団体 構成員が4人以上である市内団体
三鷹市井ノ口グラウンド		構成員が9人以上である市内団体
三鷹市新川	テニスコート	1 満18歳以上の市民 2 構成員が4人以上である市内団体
三鷹市下連雀	ゲートボール場	構成員が6人以上である市内団体

別表第3の3（第8条の2関係）

個人使用できるスポーツ施設	個人使用できる者
三鷹市総合スポーツセンター（会議室を除く。）	市民及び市民以外
三鷹市大沢総合グラウンド（テニスコート、ボール遊びエリア、バスケットボールエリア及びスケートボードエリアに限る。）	市民及び市民以外
三鷹市大沢野川グラウンド（テニスコートに限る。）	市民
三鷹市新川テニスコート	市民

別表第4（第12条関係）

- 1 三鷹市総合スポーツセンター（プール、トレーニング室、ランニング走路、弓道場、アーチェリー場及び会議室を除く。）

使用区分 室場名	貸切使用					個人使用		
	団体 区分	時間区分					個人 区分	利用時間 3時間
		午前9時 ～正午	正午～午 後3時	午後3時 ～午後6 時	午後6時 ～午後9 時	午後9時 ～午後10 時		
メインアリー ナ（全面）	市内 団体	11,400円	11,400円	11,400円	11,400円	3,800円	市民 等 大人 400円 子ども 100円	
メインアリー ナ（半面）		5,700円	5,700円	5,700円	5,700円	1,900円		
サブアリーナ		6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	2,000円		
武道場（全 面）		6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	2,300円		
武道場（半 面）		3,450円	3,450円	3,450円	3,450円	1,150円		
武道場（1／ 4面）		1,750円	1,750円	1,750円	1,750円	600円		
小体育室		1,900円	1,900円	1,900円	1,900円	600円		
軽体操室		2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	700円		
多目的体育室		1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	450円		
メインアリー ナ（全面）	市外 団体	17,100円	17,100円	17,100円	17,100円	5,700円	市民 等以 外 大人 600円 子ども 150円	
メインアリー ナ（半面）		8,550円	8,550円	8,550円	8,550円	2,850円		
サブアリーナ		9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	3,100円		
武道場（全 面）		10,350円	10,350円	10,350円	10,350円	3,450円		
武道場（半 面）		5,200円	5,200円	5,200円	5,200円	1,750円		
武道場（1／ 4面）		2,650円	2,650円	2,650円	2,650円	900円		
小体育室		2,850円	2,850円	2,850円	2,850円	950円		
軽体操室		3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	1,050円		
多目的体育室		2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	700円		

2 三鷹市総合スポーツセンター（プール、トレーニング室及びランニング走路に限る。）

使用区分 室場名	貸切使用							個人使用			
	団体 区分	時間区分							個人 区分	利用時間 2時間	利用時間 1時間
		午前9 時～午 前11時	午前11 時～午 後1時	午後1 時～午 後3時	午後3 時～午 後5時	午後5 時～午 後7時	午後7 時～午 後9時	午後9 時～午 後10時			
プール	市内 団体	1コース 2,800 円	1コース 2,800 円	1コース 2,800 円	1コース 2,800 円	1コース 2,800 円	1コース 1,400 円	市民 等 大人 400円 子ども 100円	大人 200円 子ども 50円		
トレー ニング 室		—	—	—	—	—	—			大人 400円	大人 200円
ランニ ング走 路		—	—	—	—	—	—			—	大人 150円 子ども 50円

プール	市外団体	1コース 4,200円	1コース 4,200円	1コース 4,200円	1コース 4,200円	1コース 4,200円	1コース 4,200円	1コース 2,100円	市民等以外	大人 600円 子ども 150円	大人 300円 子ども 80円
トレーニング室		—	—	—	—	—	—	—		大人 600円	大人 300円
ランニング走路		—	—	—	—	—	—	—		大人 250円 子ども 100円	大人 130円 子ども 50円

3 三鷹市総合スポーツセンター（弓道場、アーチェリー場及び会議室に限る。）

使用区分 室場名	貸切使用	時間区分					個人使用（大人）		
		時間区分					個人区分	利用時間 3時間	利用時間 1時間
		午前9時 ～正午	正午～午 後3時	午後3時 ～午後6 時	午後6時 ～午後9 時	午後9時 ～午後10 時			
弓道場	市	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	800円	市	300円	100円
アーチェリー場（全面）	市内団体	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	1,100円	市民等	400円	140円
アーチェリー場（半面）	団体	1,650円	1,650円	1,650円	1,650円	550円			
会議室		600円	600円	600円	600円	200円			
弓道場	市外団体	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	1,200円	市	450円	150円
アーチェリー場（全面）	市内団体	4,950円	4,950円	4,950円	4,950円	1,650円	市民等以外	600円	200円
アーチェリー場（半面）	団体	2,480円	2,480円	2,480円	2,480円	830円			
会議室		900円	900円	900円	900円	300円			

4 三鷹市大沢総合グラウンド、三鷹市大沢野川グラウンド、三鷹市井ログラウンド、三鷹市新川テニスコート

名称等	貸切使用	個人使用
三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート 1面2時間以内 1,500円	1人1面2時間以内 500円
野球場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を構成員とする団体が使用する場合は、1,500円)	—
ソフトボール場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を構成員とする団体が使用する場合は、1,500円)	—
練習場	1面2時間以内 2,000円 (中学生以下の者を構成員とする団体が使用する場合は、1,000円)	—
サッカー・ラグビー場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を構成員とする団体が使用する場合は、1,500円)	—
多目的スペース	1面2時間以内	—

	ポ ー ツ 広 場	2,000円 (中学生以下の者を構成員とする団体が使用 する場合は、1,000円)	
	会議室	1室2時間以内 300円	
三鷹市大 沢野川グ ラウンド	野球場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を構成員とする団体が使用 する場合は、1,500円)	
	サ ッ カ ー ・ ラ グ ビー場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を構成員とする団体が使用 する場合は、1,500円)	
	テニスコ ート	1面2時間以内 700円	1人1面2時間以内 250円
三鷹市井口グラウン ド		1面2時間以内 2,600円 (中学生以下の者を構成員とする団体が使用 する場合は、1,300円) 5月から8月までの期間において午後5時か ら午後6時30分までに1面を1時間30分以内 で使用する場合 1,950円 (中学生以下の者を構成員とする団体が使用 する場合は、970円)	
三鷹市新川	テニスコ ート	1面2時間以内 700円	1人1面2時間以内 250円

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 市民等 市民及びふじみ衛生組合を構成する調布市に住所を有する者をいう。
 - 市民等以外 市民等以外の者をいう。
 - 子ども 小中学生をいう。
- 入場者から入場料その他これに類する料金を徴収して貸切使用する場合は、この表に規定する市内団体の使用料の3倍の額とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- 1の表及び2の表に掲げる室場の個人使用（市民等に限る。）の場合、11回分の回数券（回数券の発行その他の取扱いは市長が別に定める。）を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。
- この表に規定のないスポーツ施設の使用料については、無料とする。

別表第5（第12条関係）

施設名	使用料
三鷹市大沢野川グラウンド駐車場	1時間以内 300円 1時間を超え、20分までごとに 100円

備考

1 使用料の額は、1日当たり1台1回の使用に係るものとする。

2 使用料の上限額は、1日当たり1,200円とする。

別表第6（第12条関係）

スポーツ施設	使用料
三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート 1面30分につき（30分未満の使用を含む。以下同じ。） 250円
	野球場 1面30分につき 1,200円
	サッカー・ラグビー場 1面30分につき 1,000円
	多目的スポーツ広場 1面30分につき 500円